

松江市手数料徴収条例等の一部を改正する条例

(松江市手数料徴収条例の一部改正)

第1条 松江市手数料徴収条例(平成17年松江市条例第69号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(種類及び金額)	(種類及び金額)
第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。	第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。
(1)～(81の4) 略	(1)～(81の4) 略
(82) 計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定による特定計量器の定期検査手数料 次の表のとおりとする。	(82) 計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定による特定計量器の定期検査手数料 次の表のとおりとする。
区分	手数料の額 (1個につき)
1 非自動はかり	
(1) 検出部が電気式のもの 又は光電式のものであつて、ひょう量が1トン以下のもの ア ひょう量が100キログラム以下のもの イ ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの ウ ひょう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの エ ひょう量が500キログラムを超え1トン以下のもの	<u>1,540円</u> <u>1,980円</u> <u>2,420円</u> <u>3,410円</u>
区分	手数料の額 (1個につき)
1 非自動はかり	
(1) 検出部が電気式のもの 又は光電式のものであつて、ひょう量が1トン以下のもの ア ひょう量が100キログラム以下のもの イ ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの ウ ひょう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの エ ひょう量が500キログラムを超え1トン以下のもの	<u>1,400円</u> <u>1,800円</u> <u>2,200円</u> <u>3,100円</u>

もの		もの	
(2) 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの	<u>270 円</u>	(2) 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの	<u>250 円</u>
(3) (1)又は(2)に掲げるものの以外のもの		(3) (1)又は(2)に掲げるものの以外のもの	
ア ひょう量が 100 キログラム以下のもの	<u>550 円</u>	ア ひょう量が 100 キログラム以下のもの	<u>500 円</u>
イ ひょう量が 100 キログラムを超えて 250 キログラム以下のもの	<u>990 円</u>	イ ひょう量が 100 キログラムを超えて 250 キログラム以下のもの	<u>900 円</u>
ウ ひょう量が 250 キログラムを超えて 500 キログラム以下のもの	<u>1,650 円</u>	ウ ひょう量が 250 キログラムを超えて 500 キログラム以下のもの	<u>1,500 円</u>
エ ひょう量が 500 キログラムを超えて 1 トン以下のもの	<u>2,310 円</u>	エ ひょう量が 500 キログラムを超えて 1 トン以下のもの	<u>2,100 円</u>
オ ひょう量が 1 トンを超えて 2 トン以下のもの	<u>4,440 円</u>	オ ひょう量が 1 トンを超えて 2 トン以下のもの	<u>3,700 円</u>
カ ひょう量が 2 トンを超えて 5 トン以下のもの	<u>7,980 円</u>	カ ひょう量が 2 トンを超えて 5 トン以下のもの	<u>6,900 円</u>
キ ひょう量が 5 トンを超えて 10 トン以下のもの	<u>12,400 円</u>	キ ひょう量が 5 トンを超えて 10 トン以下のもの	<u>10,700 円</u>
ク ひょう量が 10 トンを超えて 20 トン以下のもの	<u>17,700 円</u>	ク ひょう量が 10 トンを超えて 20 トン以下のもの	<u>15,000 円</u>
ケ ひょう量が 20 トンを超えて 30 トン以下のもの	<u>22,400 円</u>	ケ ひょう量が 20 トンを超えて 30 トン以下のもの	<u>19,100 円</u>
コ ひょう量が 30 トンを超えて 40 トン以下のもの	<u>25,400 円</u>	コ ひょう量が 30 トンを超えて 40 トン以下のもの	<u>21,600 円</u>
サ ひょう量が 40 トンを超えて 40 トンを	<u>35,400 円</u>	サ ひょう量が 40 トンを超えて 40 トンを	<u>29,800 円</u>

超え 50 トン以下のもの シ ひょう量が 50 トンを 超えるもの	<u>60,700 円</u>
略	

(83)・(84) 略

(85) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成 2 年法律第 70 号。以下この号において「法」という。)に関する手数料 次の表中欄に掲げる単位につき 同表の左欄に掲げる手続の内容に応じ、同表右欄に定める額

手続の内容	単位	手数料の額
略		
2 法第 6 条第 1 項の規定に基づく食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可申請	1 件につき	<u>14,800 円</u>
3 法第 15 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づく食鳥検査	1 羽につき	<u>8 円</u>
4 法第 16 条第 1 項の規定に基づく確認規程の認定申請	1 件につき	<u>7,000 円</u>
5 法第 16 条第 2 項の規定に基づく確認規程の変更の認定申請	1 件につき	<u>4,000 円</u>

(86) 臨床検査技師等に関する法律(昭和 33 年法律第 76 号。以下この号において「法」という。)に関する手数料 1 件につき 次の表の左欄に掲げる手続の内容に応じ、同表右欄に定める額

手続の内容	手数料の
略	

超え 50 トン以下のもの シ ひょう量が 50 トンを 超えるもの	<u>51,200 円</u>
略	

(83)・(84) 略

(85) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成 2 年法律第 70 号。以下この号において「法」という。)に関する手数料 次の表中欄に掲げる単位につき 同表の左欄に掲げる手続の内容に応じ、同表右欄に定める額

手続の内容	単位	手数料の額
略		
2 法第 6 条第 1 項の規定に基づく食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可申請	1 件につき	<u>12,000 円</u>
3 法第 15 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づく食鳥検査	1 羽につき	<u>6 円</u>
4 法第 16 条第 1 項の規定に基づく確認規程の認定申請	1 件につき	<u>5,500 円</u>
5 法第 16 条第 2 項の規定に基づく確認規程の変更の認定申請	1 件につき	<u>2,700 円</u>

(86) 臨床検査技師等に関する法律(昭和 33 年法律第 76 号。以下この号において「法」という。)に関する手数料 1 件につき 次の表の左欄に掲げる手続の内容に応じ、同表右欄に定める額

手続の内容	手数料の
略	

	額		額
1 法第 20 条の 3 第 1 項の規定に基づく衛生検査所の登録申請	91,100 円	1 法第 20 条の 3 第 1 項の規定に基づく衛生検査所の登録申請	80,800 円
2 法第 20 条の 3 第 1 項の規定に基づく衛生検査所の登録に関する証明書の書換え交付申請	9,200 円	2 法第 20 条の 3 第 1 項の規定に基づく衛生検査所の登録に関する証明書の書換え交付申請	8,200 円
3 法第 20 条の 3 第 1 項の規定に基づく衛生検査所の登録に関する証明書の再交付申請	9,200 円	3 法第 20 条の 3 第 1 項の規定に基づく衛生検査所の登録に関する証明書の再交付申請	8,200 円
4 法第 20 条の 4 第 1 項の規定に基づく衛生検査所の登録の変更申請	67,800 円	4 法第 20 条の 4 第 1 項の規定に基づく衛生検査所の登録の変更申請	62,800 円

(87) 医療法(昭和 23 年法律第 205 号。以下この号において「法」という。)に関する手数料 1 件につき 次の表の左欄に掲げる手続の内容に応じ、同表右欄に定める額

手続の内容	手数料の額
1 法第 7 条第 1 項の規定に基づく診療所の開設の許可申請	21,200 円
2 法第 7 条第 1 項の規定に基づく助産所の開設の許可申請	12,600 円
3 法第 27 条の規定に基づく診療所の検査	
(1) 実地検査を行わない場合	3,900 円
(2) その他の場合	25,000 円
4 法第 27 条の規定に基づく助産所の検査	
(1) 実地検査を行わない場合	3,600 円
(2) その他の場合	18,000 円

(87) 医療法(昭和 23 年法律第 205 号。以下この号において「法」という。)に関する手数料 1 件につき 次の表の左欄に掲げる手続の内容に応じ、同表右欄に定める額

手続の内容	手数料の額
1 法第 7 条第 1 項の規定に基づく診療所の開設の許可申請	18,000 円
2 法第 7 条第 1 項の規定に基づく助産所の開設の許可申請	11,000 円
3 法第 27 条の規定に基づく診療所の検査	
(1) 実地検査を行わない場合	3,200 円
(2) その他の場合	22,100 円
4 法第 27 条の規定に基づく助産所の検査	
(1) 実地検査を行わない場合	3,000 円
(2) その他の場合	16,000 円

(88) 死体解剖保存法(昭和 24 年法律第 204 号)第 19 条第 1 項の規定に基づく死体の保存の許可申請 1 件につき 3,900 円

(89) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号。以下この号において「法」という。)に関する手数料 1 件につき 次の表の左欄に掲げる手続の内容に応じ、同表右欄に定める額

手続の内容	手数料の額
1 法第 4 条第 1 項の規定に基づく薬局開設の許可申請	<u>32,000 円</u>
2 法第 4 条第 4 項の規定に基づく薬局開設の許可の更新申請	<u>12,000 円</u>
略	
7 法第 14 条第 1 項の規定に基づく医薬品(薬局製造販売医薬品に限る。)の製造販売の承認申請	<u>110 円</u>
8 法第 14 条第 15 項の規定に基づく医薬品(薬局製造販売医薬品に限る。)の製造販売の承認事項の一部変更の承認申請	<u>110 円</u>
9 法第 24 条第 1 項の規定に基づく医薬品の販売業(店舗販売業に限る。)の許可申請	<u>32,000 円</u>
10 法第 24 条第 2 項の規定に基づく医薬品の販売業(店舗販売業に限る。)の許可の更新申請	<u>12,000 円</u>
11 法第 39 条第 1 項の規定に基づく	<u>32,000 円</u>

(88) 死体解剖保存法(昭和 24 年法律第 204 号)第 19 条第 1 項の規定に基づく死体の保存の許可申請 1 件につき 3,400 円

(89) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号。以下この号において「法」という。)に関する手数料 1 件につき 次の表の左欄に掲げる手続の内容に応じ、同表右欄に定める額

手続の内容	手数料の額
1 法第 4 条第 1 項の規定に基づく薬局開設の許可申請	<u>29,000 円</u>
2 法第 4 条第 4 項の規定に基づく薬局開設の許可の更新申請	<u>11,000 円</u>
略	
7 法第 14 条第 1 項の規定に基づく医薬品(薬局製造販売医薬品に限る。)の製造販売の承認申請	<u>90 円</u>
8 法第 14 条第 15 項の規定に基づく医薬品(薬局製造販売医薬品に限る。)の製造販売の承認事項の一部変更の承認申請	<u>90 円</u>
9 法第 24 条第 1 項の規定に基づく医薬品の販売業(店舗販売業に限る。)の許可申請	<u>29,000 円</u>
10 法第 24 条第 2 項の規定に基づく医薬品の販売業(店舗販売業に限る。)の許可の更新申請	<u>11,000 円</u>
11 法第 39 条第 1 項の規定に基づく	<u>29,000 円</u>

く高度管理医療機器等の販売業 又は貸与業の許可申請		く高度管理医療機器等の販売業 又は貸与業の許可申請	
12 法第 39 条第 6 項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業 又は貸与業の許可の更新申請	12,000 円	12 法第 39 条第 6 項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業 又は貸与業の許可の更新申請	11,000 円
13 政令第 2 条の 3 第 1 項の規定に基づく薬局開設の許可証の書 換え交付申請	2,100 円	13 政令第 2 条の 3 第 1 項の規定に基づく薬局開設の許可証の書 換え交付申請	2,000 円
14 政令第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づく薬局開設の許可証の再 交付申請	3,000 円	14 政令第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づく薬局開設の許可証の再 交付申請	2,900 円
15 政令第 5 条第 1 項の規定に基づく医薬品(薬局製造販売医薬品 に限る。)の製造販売業の許可証 の書換え交付申請	2,100 円	15 政令第 5 条第 1 項の規定に基づく医薬品(薬局製造販売医薬品 に限る。)の製造販売業の許可証 の書換え交付申請	2,000 円
16 政令第 6 条第 1 項の規定に基づく医薬品(薬局製造販売医薬品 に限る。)の製造販売業の許可証 の再交付申請	3,000 円	16 政令第 6 条第 1 項の規定に基づく医薬品(薬局製造販売医薬品 に限る。)の製造販売業の許可証 の再交付申請	2,900 円
17 政令第 12 条第 1 項の規定に基づく医薬品(薬局製造販売医薬品 に限る。)の製造業の許可証の書 換え交付申請	2,100 円	17 政令第 12 条第 1 項の規定に基づく医薬品(薬局製造販売医薬品 に限る。)の製造業の許可証の書 換え交付申請	2,000 円
18 政令第 13 条第 1 項の規定に基づく医薬品(薬局製造販売医薬品 に限る。)の製造業の許可証の再 交付申請	3,000 円	18 政令第 13 条第 1 項の規定に基づく医薬品(薬局製造販売医薬品 に限る。)の製造業の許可証の再 交付申請	2,900 円
19 政令第 45 条第 1 項の規定に基づく医薬品の販売業(店舗販売業 に限る。)の許可証の書換え交付 申請	2,100 円	19 政令第 45 条第 1 項の規定に基づく医薬品の販売業(店舗販売業 に限る。)の許可証の書換え交付 申請	2,000 円

20 政令第 45 条第 1 項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可証の書換え交付申請	2,100 円	20 政令第 45 条第 1 項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可証の書換え交付申請	2,000 円																				
21 政令第 46 条第 1 項の規定に基づく医薬品の販売業(店舗販売業に限る。)の許可証の再交付申請	3,000 円	21 政令第 46 条第 1 項の規定に基づく医薬品の販売業(店舗販売業に限る。)の許可証の再交付申請	2,900 円																				
22 政令第 46 条第 1 項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可証の再交付申請	3,000 円	22 政令第 46 条第 1 項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可証の再交付申請	2,900 円																				
(90) 毒物及び劇物取締法(昭和 25 年法律第 303 号。以下この号において「法」という。)に関する手数料 1 件につき 次の表の左欄に掲げる手続の内容に応じ、同表右欄に定める額		(90) 毒物及び劇物取締法(昭和 25 年法律第 303 号。以下この号において「法」という。)に関する手数料 1 件につき 次の表の左欄に掲げる手続の内容に応じ、同表右欄に定める額																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>手続の内容</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td></tr> <tr> <td>2 法第 4 条第 3 項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の更新申請</td><td>6,700 円</td></tr> <tr> <td>3 毒物及び劇物取締法施行令(昭和 30 年政令第 261 号。以下この号において「政令」という。)第 35 条第 1 項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録票の書換え交付申請</td><td>2,800 円</td></tr> <tr> <td colspan="2">略</td></tr> </tbody> </table>		手続の内容	手数料の額	略		2 法第 4 条第 3 項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の更新申請	6,700 円	3 毒物及び劇物取締法施行令(昭和 30 年政令第 261 号。以下この号において「政令」という。)第 35 条第 1 項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録票の書換え交付申請	2,800 円	略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>手続の内容</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td></tr> <tr> <td>2 法第 4 条第 3 項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の更新申請</td><td>6,400 円</td></tr> <tr> <td>3 毒物及び劇物取締法施行令(昭和 30 年政令第 261 号。以下この号において「政令」という。)第 35 条第 1 項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録票の書換え交付申請</td><td>2,400 円</td></tr> <tr> <td colspan="2">略</td></tr> </tbody> </table>		手続の内容	手数料の額	略		2 法第 4 条第 3 項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の更新申請	6,400 円	3 毒物及び劇物取締法施行令(昭和 30 年政令第 261 号。以下この号において「政令」という。)第 35 条第 1 項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録票の書換え交付申請	2,400 円	略	
手続の内容	手数料の額																						
略																							
2 法第 4 条第 3 項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の更新申請	6,700 円																						
3 毒物及び劇物取締法施行令(昭和 30 年政令第 261 号。以下この号において「政令」という。)第 35 条第 1 項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録票の書換え交付申請	2,800 円																						
略																							
手続の内容	手数料の額																						
略																							
2 法第 4 条第 3 項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の更新申請	6,400 円																						
3 毒物及び劇物取締法施行令(昭和 30 年政令第 261 号。以下この号において「政令」という。)第 35 条第 1 項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録票の書換え交付申請	2,400 円																						
略																							
(91) 略		(91) 略																					
2 略		2 略																					

(松江市理容師法施行条例の一部改正)

第2条 松江市理容師法施行条例（平成29年松江市条例第110号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(手数料)	(手数料)
第6条 法第11条の2の規定による理容所の検査を受けようとする者は、手数料を納付しなければならない。	第6条 法第11条の2の規定による理容所の検査を受けようとする者は、手数料を納付しなければならない。
2 前項の手数料の額は、検査1件につき <u>1万9,000円</u> とする。	2 前項の手数料の額は、検査1件につき <u>1万6,900円</u> とする。
3 略	3 略

（松江市美容師法施行条例の一部改正）

第3条 松江市美容師法施行条例（平成29年松江市条例第111号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(手数料)	(手数料)
第6条 法第12条の規定による美容所の検査を受けようとする者は、手数料を納付しなければならない。	第6条 法第12条の規定による美容所の検査を受けようとする者は、手数料を納付しなければならない。
2 前項の手数料の額は、検査1件につき <u>1万9,000円</u> とする。	2 前項の手数料の額は、検査1件につき <u>1万6,900円</u> とする。
3 略	3 略

（松江市クリーニング業法施行条例の一部改正）

第4条 松江市クリーニング業法施行条例（平成29年松江市条例第112号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前

(手数料)	(手数料)
第4条 法第5条の2の規定によるクリーニング所の検査を受けようとする者は、手数料を納付しなければならない。	第4条 法第5条の2の規定によるクリーニング所の検査を受けようとする者は、手数料を納付しなければならない。
2 前項の手数料の額は、検査1件につき <u>1万7,700円</u> とする。	2 前項の手数料の額は、検査1件につき <u>1万6,000円</u> とする。
3 略	3 略

(松江市興行場法施行条例の一部改正)

第5条 松江市興行場法施行条例（平成29年松江市条例第113号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(手数料) 第8条 法第2条第1項の規定により興行場営業の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる許可の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。 (1) 略 (2) 仮設又は臨時の施設による興行場営業の許可 申請1件につき <u>7,700円</u> 2 略	(手数料) 第8条 法第2条第1項の規定により興行場営業の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる許可の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。 (1) 略 (2) 仮設又は臨時の施設による興行場営業の許可 申請1件につき <u>7,000円</u> 2 略

(松江市公衆浴場法施行条例の一部改正)

第6条 松江市公衆浴場法施行条例（平成29年松江市条例第114号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(手数料) 第6条 法第2条第1項の規定により浴場業	(手数料) 第6条 法第2条第1項の規定により浴場業

の許可を受けようとする者は、手数料を納付しなければならない。	の許可を受けようとする者は、手数料を納付しなければならない。
2 前項の手数料の額は、申請 1 件につき <u>2万4,400円</u> とする。	2 前項の手数料の額は、申請 1 件につき <u>2万2,100円</u> とする。
3 略	3 略

(松江市旅館業法施行条例の一部改正)

第 7 条 松江市旅館業法施行条例（平成 29 年松江市条例第 115 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(手数料)</p> <p>第 9 条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 法第 3 条第 1 項の規定による旅館業の許可を受けようとする者 申請 1 件につき <u>24,700円</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(手数料)</p> <p>第 9 条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 法第 3 条第 1 項の規定による旅館業の許可を受けようとする者 申請 1 件につき <u>22,100円</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>

(松江市食品衛生法施行条例の一部改正)

第 8 条 松江市食品衛生法施行条例（平成 29 年松江市条例第 116 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(手数料)</p> <p>第 5 条 法第 55 条第 1 項の規定により営業の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる許可の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。</p>	<p>(手数料)</p> <p>第 5 条 法第 55 条第 1 項の規定により営業の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる許可の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。</p>

(1) 飲食店営業の許可 申請1件につき <u>18,000円</u>	(1) 飲食店営業の許可 申請1件につき <u>17,000円</u>
(2) 略	(2) 略
(3) 食肉販売業の許可 申請1件につき <u>12,000円</u>	(3) 食肉販売業の許可 申請1件につき <u>11,000円</u>
(4) 魚介類販売業の許可 申請1件につき <u>12,000円</u>	(4) 魚介類販売業の許可 申請1件につき <u>11,000円</u>
(5) 魚介類競り売り営業の許可 申請1件につき <u>25,000円</u>	(5) 魚介類競り売り営業の許可 申請1件につき <u>23,000円</u>
(6) 集乳業の許可 申請1件につき <u>12,000円</u>	(6) 集乳業の許可 申請1件につき <u>11,000円</u>
(7) 乳処理業の許可 申請1件につき <u>25,000円</u>	(7) 乳処理業の許可 申請1件につき <u>23,000円</u>
(8) 特別牛乳搾取処理業の許可 申請1件につき <u>25,000円</u>	(8) 特別牛乳搾取処理業の許可 申請1件につき <u>23,000円</u>
(9) 食肉処理業の許可 申請1件につき <u>25,000円</u>	(9) 食肉処理業の許可 申請1件につき <u>23,000円</u>
(10) 食品の放射線照射業の許可 申請1件につき <u>25,000円</u>	(10) 食品の放射線照射業の許可 申請1件につき <u>23,000円</u>
(11) 菓子製造業の許可 申請1件につき <u>17,000円</u>	(11) 菓子製造業の許可 申請1件につき <u>16,000円</u>
(12) アイスクリーム類製造業の許可 申請1件につき <u>17,000円</u>	(12) アイスクリーム類製造業の許可 申請1件につき <u>16,000円</u>
(13) 乳製品製造業の許可 申請1件につき <u>25,000円</u>	(13) 乳製品製造業の許可 申請1件につき <u>23,000円</u>
(14) 清涼飲料水製造業の許可 申請1件につき <u>25,000円</u>	(14) 清涼飲料水製造業の許可 申請1件につき <u>23,000円</u>
(15) 食肉製品製造業の許可 申請1件につき <u>25,000円</u>	(15) 食肉製品製造業の許可 申請1件につき <u>23,000円</u>
(16) 水産製品製造業の許可 申請1件につき <u>18,000円</u>	(16) 水産製品製造業の許可 申請1件につき <u>17,000円</u>
(17) 氷雪製造業の許可 申請1件につき	(17) 氷雪製造業の許可 申請1件につき

<u>25,000円</u>	<u>23,000円</u>
(18) 液卵製造業の許可 申請1件につき <u>25,000円</u>	(18) 液卵製造業の許可 申請1件につき <u>23,000円</u>
(19) 食用油脂製造業の許可 申請1件につき <u>25,000円</u>	(19) 食用油脂製造業の許可 申請1件につき <u>23,000円</u>
(20) みそ又はしょうゆ製造業の許可 申請1件につき <u>18,000円</u>	(20) みそ又はしょうゆ製造業の許可 申請1件につき <u>17,000円</u>
(21) 酒類製造業の許可 申請1件につき <u>18,000円</u>	(21) 酒類製造業の許可 申請1件につき <u>17,000円</u>
(22) 豆腐製造業の許可 申請1件につき <u>17,000円</u>	(22) 豆腐製造業の許可 申請1件につき <u>16,000円</u>
(23) 納豆製造業の許可 申請1件につき <u>17,000円</u>	(23) 納豆製造業の許可 申請1件につき <u>16,000円</u>
(24) 麺類製造業の許可 申請1件につき <u>17,000円</u>	(24) 麺類製造業の許可 申請1件につき <u>16,000円</u>
(25) そざい製造業の許可 申請1件につき <u>25,000円</u>	(25) そざい製造業の許可 申請1件につき <u>23,000円</u>
(26) 複合型そざい製造業の許可 申請1件につき <u>37,000円</u>	(26) 複合型そざい製造業の許可 申請1件につき <u>35,000円</u>
(27) 冷凍食品製造業の許可 申請1件につき <u>25,000円</u>	(27) 冷凍食品製造業の許可 申請1件につき <u>23,000円</u>
(28) 複合型冷凍食品製造業の許可 申請1件につき <u>37,000円</u>	(28) 複合型冷凍食品製造業の許可 申請1件につき <u>35,000円</u>
(29) 漬物製造業の許可 申請1件につき <u>17,000円</u>	(29) 漬物製造業の許可 申請1件につき <u>16,000円</u>
(30) 密封包装食品製造業の許可 申請1件につき <u>25,000円</u>	(30) 密封包装食品製造業の許可 申請1件につき <u>23,000円</u>
(31) 食品の小分け業の許可 申請1件につき <u>17,000円</u>	(31) 食品の小分け業の許可 申請1件につき <u>16,000円</u>
(32) 添加物製造業の許可 申請1件につき <u>25,000円</u>	(32) 添加物製造業の許可 申請1件につき <u>23,000円</u>

(松江市と畜場法施行条例の一部改正)

第9条 松江市と畜場法施行条例（平成29年松江市条例第117号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(手数料)</p> <p>第3条 法第4条第1項の規定によると畜場の設置の許可を受けようとする者又は法第14条第1項から第4項までの規定による獣畜のとさつ若しくは解体の検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる手続の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 一般と畜場の設置の許可の申請 1件につき <u>25,000円</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 獣畜のとさつ又は解体の検査</p> <p>ア 牛(犢を除く。)又は馬(ウを除く。) 1頭につき <u>1,000円</u></p> <p>イ その他のもの(ウを除く。) 1頭につき <u>470円</u></p> <p>ウ 病畜 1頭につき <u>1,690円</u></p> <p>2・3 略</p>	<p>(手数料)</p> <p>第3条 法第4条第1項の規定によると畜場の設置の許可を受けようとする者又は法第14条第1項から第4項までの規定による獣畜のとさつ若しくは解体の検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる手続の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 一般と畜場の設置の許可の申請 1件につき <u>23,400円</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 獣畜のとさつ又は解体の検査</p> <p>ア 牛(犢を除く。)又は馬(ウを除く。) 1頭につき <u>900円</u></p> <p>イ その他のもの(ウを除く。) 1頭につき <u>430円</u></p> <p>ウ 病畜 1頭につき <u>1,580円</u></p> <p>2・3 略</p>

(松江市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

第10条 松江市動物の愛護及び管理に関する条例（平成29年松江市条例第119号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(手数料等)	(手数料等)

<p>第 6 条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 法第 10 条第 1 項の規定による登録を受けようとする者 1 件につき <u>17,300 円</u></p> <p>(2) 法第 13 条第 1 項の規定に基づく登録の更新を受けようとする者 1 件につき <u>17,300 円</u></p> <p>(3) 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成 18 年環境省令第 1 号。以下「省令」という。)第 2 条第 6 項の規定に基づく登録証の再交付の申請をする者 1 件につき <u>2,500 円</u></p> <p>(4) 法第 26 条第 1 項の規定に基づく許可を受けようとする者 1 件につき <u>17,800 円</u></p> <p>(5) 法第 28 条第 1 項の規定に基づく変更の許可を受けようとする者 1 件につき <u>11,400 円</u></p> <p>(6) 省令第 15 条第 6 項の規定に基づく許可証の再交付を受けようとする者 1 件につき <u>2,600 円</u></p> <p>(7) 法第 35 条第 1 項本文の規定による犬又は猫の引取りを求める者(同項ただし書の規定により引取りを拒否する場合を除く。)</p> <p>ア 生後 90 日を超える犬又は猫の場合 1 頭又は 1 匹につき <u>2,400 円</u></p> <p>イ 生後 90 日以内の犬又は猫の場合 1 頭又は 1 匹につき <u>480 円</u></p>	<p>第 6 条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 法第 10 条第 1 項の規定による登録を受けようとする者 1 件につき <u>15,500 円</u></p> <p>(2) 法第 13 条第 1 項の規定に基づく登録の更新を受けようとする者 1 件につき <u>15,500 円</u></p> <p>(3) 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成 18 年環境省令第 1 号。以下「省令」という。)第 2 条第 6 項の規定に基づく登録証の再交付の申請をする者 1 件につき <u>2,000 円</u></p> <p>(4) 法第 26 条第 1 項の規定に基づく許可を受けようとする者 1 件につき <u>15,500 円</u></p> <p>(5) 法第 28 条第 1 項の規定に基づく変更の許可を受けようとする者 1 件につき <u>10,600 円</u></p> <p>(6) 省令第 15 条第 6 項の規定に基づく許可証の再交付を受けようとする者 1 件につき <u>2,000 円</u></p> <p>(7) 法第 35 条第 1 項本文の規定による犬又は猫の引取りを求める者(同項ただし書の規定により引取りを拒否する場合を除く。)</p> <p>ア 生後 90 日を超える犬又は猫の場合 1 頭又は 1 匹につき <u>2,000 円</u></p> <p>イ 生後 90 日以内の犬又は猫の場合 1 頭又は 1 匹につき <u>400 円</u></p>
<p>2・3 略</p>	<p>2・3 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
(松江市手数料徴収条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前になされた市長に対する許可等の申請等に係る手数料の額については、なお従前の例による。
(松江市理容師法施行条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 施行日前に理容師法（昭和 22 年法律第 234 号）第 11 条第 1 項の規定による開設の届出のあった理容所の検査に係る手数料の額については、なお従前の例による。
(松江市美容師法施行条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 施行日前に美容師法（昭和 32 年法律第 163 号）第 11 条第 1 項の規定による開設の届出のあった美容所の検査に係る手数料の額については、なお従前の例による。
(松江市クリーニング業法施行条例の一部改正に伴う経過措置)
- 5 施行日前にクリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）第 5 条第 1 項の規定による開設の届出のあったクリーニング所の検査に係る手数料の額については、なお従前の例による。
(松江市と畜場法施行条例の一部改正に伴う経過措置)
- 6 施行日前にと畜場法施行令（昭和 28 年政令第 216 号）第 7 条の規定による申請のあった獣畜のとさつ又は解体の検査に係る手数料の額については、なお従前の例による。
(松江市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 7 施行日前になされた市長に対する登録等の申請に係る手数料の額については、なお従前の例による。